



平成28年2月5日

人 事 院 事 務 総 長

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について（通知）

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職一328）」の一部を下記のとおり改正したので、平成28年4月1日以降は、これによってください。

記

第1の第1項(4)を削る。

第3の項目名中「勤務時間法第6条第3項適用職員の」を「勤務時間法第6条第3項の規定に基づく勤務時間の割振り並びに同条第4項の規定に基づく週休日及び」に改め、第3の第4項を削り、第3の第3項中「第2条第4号」を「第3条第2項第2号」に改め、同項(2)中「勤務時間法第6条第3項」を「規則第3条第2項」に改め、同項を第3の第4項とし、第3の第2項中「第2条第3号」を「第3条第2項第1号」に改め、同項を第3の第3項とし、第3の第1項中「第2条第1号」を「第3条第2項第1号」に改め、同項を第3の第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 1 規則第3条第1項第1号の「人事院の定める日」は、次のとおりとする。

- (1) 職員が日を単位として出張する日
- (2) 職員が規則第10条第1号に掲げる研修（同条の人事院が定める基準に適合するものに限る。）を受ける日
- (3) 第16の第2項による計画表等により、職員が休暇を使用して1日の勤務時間の全てを勤務しないことを予定していることが明らかな日

第3の第13項及び第14項を削り、第3の第12項中「場合における」を「場合又は同条第4項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振った場合における」に、「勤務時間法第6条第3項適用職員」を「職員」に改め、同項(1)中「第3条第3項」を「第4条第2項」に改め、「勤務時間を割り振った期間における」を削り、同項(2)中「第3条第4項」を「第4条第3項」に改め、同項に(3)及び(4)として次のように加え、同項を第3の第24項とする。

- (3) 規則第4条の4第3項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振った場合には、当該週休日並びに各勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間
- (4) 規則第4条の4第4項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを変更した場合には、変更により週休日となった日並びに変更された勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間

第3の第11項中「割り振る」を「割り振り、又は同条第4項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振る」に、「勤務時間法第6条第3項適用職員」を「職員」に改め、同項(1)を次のように改める。

- (1) コアタイム等

第3の第11項中(5)を削り、(6)を(5)とし、同項を第3の第23項とし、第3の第10項中「第4条」を「第4条第4項（規則第4条の4第5項において準用する場合を含む。）」に、「勤務時間の申告簿」を「申告簿」に、「勤務時間の割振り簿」を「割振り簿」に改め、同項(1)ウ中「形態」の次に「（規則第4条の4第5項において準用する場合にあつては、当該時刻及び勤務時間法第6条第4項

の規定に基づく週休日とする日又はこれらに代わる勤務時間の形態。(2)ウにおいて同じ。)」を加え、同項を第3の第14項とし、同項の次に次の8項を加える。

15 規則第4条の2の「人事院の定める場合」は次に掲げる場合とし、各省各庁の長は、当該場合の区分に応じ、同条の規定により勤務時間法第6条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りに係る単位期間をそれぞれ次に定める1週間、2週間又は3週間とする。

(1) 部局又は機関内の職員について規則第4条第2項の規定による勤務時間の割振りに係る単位期間が始まる日を同一の日とすることが公務の円滑な運営に必要と認める場合において、勤務時間を割り振ろうとする日の初日が当該部局又は機関内の他の同条第1項の申告を行った職員の勤務時間の割振りに係る単位期間の中途の日であるとき 当該初日から当該単位期間の末日までの期間

(2) 育児休業法第17条の規定により読み替えられた勤務時間法第6条第3項の規定により勤務時間を割り振ろうとする職員の育児短時間勤務の期間をその初日から4週間ごとに区分した場合において、最後に4週間未満の期間を生じたとき 当該期間

16 職員は、規則第4条の4第1項の規定による申告に当たっては、次に定めるところにより、状況申出書を提出するものとする。

(1) 状況申出書は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア 職員の所属及び氏名

イ 当該申告に係る子の氏名、生年月日及び職員との同居又は別居の別

ウ 当該申告に係る要介護者（規則第4条の5第2項第2号に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。第19項、別紙第1の2及び別紙第1の3において同じ。）の氏名、職員との同居又は別居の別及び職員との続柄並びに当該要介護者の状態及び具体的な介護の内容

(2) 状況申出書を作成する際の参考例を示せば、別紙第1の2のとおりである。

17 規則第4条の4第3項後段に規定する公務の運営に支障が生ずると認める場合における週休日の設定及び勤務時間の割振りは、次に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに週休日を設け、又は勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずる日について、それぞれ当該週休日を勤務日とするとき又は勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について週休日とし、又は勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとし、その週休日とする日の選択に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

(1) その勤務日とする日又は申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、当該勤務日とする日に割り振る勤務時間又は延長後の勤務時間が7時間45分を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。

(2) 始業の時刻は、申告された始業の時刻、標準勤務時間の始まる時刻又は官庁執務時間の始まる時刻のうち最も早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻、標準勤務時間の終わる時刻又は官庁執務時間の終わる時刻のうち最も遅い時刻以前に設定すること。

18 規則第4条の4第4項第2号の場合における週休日及び勤務時間の割振りの変更は、各省各庁の長が当該週休日又は当該勤務時間を変更しなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認める場合に限るものとし、かつ、前項(1)及び(2)に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、当該週休日を勤務日とするときは、必要な限度において、その勤務日とする日以外の日を週休日とし、又は当該勤務日とする日以外の日について既に

割り振られている勤務時間数を変更することができ、変更日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振ることができるものとし、その週休日とする日又は既に割り振られている勤務時間数を変更する日の選択及び勤務時間の割振りの変更に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

19 規則第4条の5第1項の「同居」には、職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。

20 規則第4条の5第1項第2号の「人事院が定めるもの」は、次に掲げる者とする。

- (1) 父母の配偶者
- (2) 配偶者の父母の配偶者
- (3) 子の配偶者
- (4) 配偶者の子

21 規則第4条の5第2項第1号の「養育する」とは、職員と法律上の親子関係がある子（養子を含む。）を養育することをいう。

22 規則第4条の6第2項の状況変更届については、次に定めるところによる。

(1) 状況変更届は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア 職員の所属及び氏名

イ 規則第4条の5第2項各号に掲げる職員に該当しないこととなった事由及びその発生日

(2) 状況変更届を作成する際の参考例を示せば、別紙第1の3のとおりである。

第3の第9項中「第3条第4項第2号の場合における勤務時間の割振りの変更

について」を「第4条第2項第2号の規定により割り振られた勤務時間に係る同条第3項第2号の場合における変更」に改め、同項(1)中「勤務時間の割振りを変更しようとする日（以下この項において「」及び「」という。）」を削り、「勤務時間法第6条第3項適用職員」を「職員」に改め、同項を第3の第13項とし、第3の第8項中「第3条第3項ただし書」を「第4条第2項第2号ただし書」に、「次」を「前項(1)」に改め、「行うものとする」の次に「ほか、始業の時刻を申告された始業の時刻と標準勤務時間の始まる時刻との間に設定し、かつ、終業の時刻を申告された終業の時刻と標準勤務時間の終わる時刻との間に設定するものとする」を加え、「業務」を「公務」に、「勤務時間法第6条第3項適用職員の」を「職員の」に改め、同項(1)及び(2)を削り、同項を第3の第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

12 規則第4条第2項第1号の規定により割り振られた勤務時間に係る同条第3項第2号の場合における変更は、各省各庁の長が当該勤務時間を変更しなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認める場合に限るものとし、かつ、第10項(1)及び(2)に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、勤務時間の割振りを変更しようとする日（以下「変更日」という。）について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振ることができるものとし、その日の選択及び勤務時間の割振りの変更に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

第3の第7項中「第3条第3項」を「第4条第2項」に、「による」を「による勤務時間の割振り並びに規則第4条の4第3項の規定による週休日の設定及び勤務時間の割振りは、単位期間の開始以前に行うものとし、規則第4条第2項の規定による」に改め、「勤務時間法第6条第3項に規定する4週間ごとの期間（第9項において「」及び「」という。）」を削り、同項を第3の第9項とし、同

項の次に次の1項を加える。

10 規則第4条第2項第1号後段の規定による勤務時間の割振りは、次に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずる日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとする。

(1) 申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、延長後の勤務時間が7時間45分（再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における勤務時間法第6条第1項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。以下この(1)及び第17項において同じ。）を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。

(2) 始業の時刻は、申告された始業の時刻、標準勤務時間（各省各庁の長が、職員が勤務する部局又は機関の職員の勤務時間帯等を考慮して、7時間45分となるように定める標準的な1日の勤務時間をいう。以下同じ。）の始まる時刻又は官庁執務時間（大正11年閣令第6号（官庁執務時間並休暇に関する件）第1項に定める官庁の執務時間をいう。以下同じ。）の始まる時刻のうち最も早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻、標準勤務時間の終わる時刻又は官庁執務時間の終わる時刻のうち最も遅い時刻以前に設定すること。

第3の第6項中「である勤務時間法第6条第3項適用職員に係る勤務時間の割振り若しくは割振りの変更又は申告」を削り、「勤務時間法第6条第3項に規定する4週間ごとの期間」を「単位期間（規則第4条の2に規定する単位期間をいう。第4の第1項を除き、以下同じ。）」に改め、同項を第3の第8項とし、第3の第5項中「各省各庁の長は、規則第3条第3項の規定により勤務時間を割り

振り、又は同条第4項の規定により勤務時間の割振りを変更する」を「職員が規則第4条第1項又は第4条の4第1項の申告をする」に、「勤務時間法第6条第3項適用職員が同条第2項の申告をする」を「各省各庁の長が規則第4条第2項若しくは第4条の4第3項の規定により勤務時間を割り振り、又は規則第4条第3項若しくは第4条の4第4項の規定により勤務時間の割振りを変更する」に改め、同項を第3の第7項とし、第3の第4項の次に次の2項を加える。

5 規則第3条第3項（規則第4条の3第2項において準用する場合を含む。

）の規定により当該規定に規定する基準によらないことができるのは、当該再任用短時間勤務職員等（規則第3条第1項第1号に規定する再任用短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）の業務内容、勤務する部局又は機関の他の職員の勤務時間帯等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限る。

6 規則第3条第4項（規則第4条の3第2項において準用する場合を含む。

以下この項において同じ。）の「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合とし、規則第3条第4項の規定により同項に規定する基準によらないことができるのは、当該場合の区分に応じ、それぞれ(1)に規定する始業若しくは終業の時刻の設定又は(2)に規定する休憩時間の延長に必要と認められる範囲内に限る。

(1) 超過勤務（勤務時間法第13条第2項に規定する勤務をいう。）による職員の疲労の蓄積を防ぐため、始業の時刻を規則第3条第1項第2号又は第2項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号（規則第4条の3第2項において準用する場合にあつては、同条第1項第3号）に規定する各省各庁の長があらかじめ定める連続する時間（以下「コアタイム等」という。）の始まる時刻より後に設定し、又は終業の時刻をコアタイム等の終わる時刻より前に設定する必要がある場合

(2) 職員が規則第4条第2項（規則第4条の3第2項において準用する場合にあつては、規則第4条の4第3項）の規定により割り振られる勤務時間

の一部の時間帯において在宅勤務（職員の住居における勤務をいう。第6の第4項において同じ。）を行う場合（当該時間帯の直前又は直後に置く第23項の規定によりあらかじめ周知した休憩時間に職員の住居と通常の勤務場所との間の移動が必要となる場合に限る。）において、当該休憩時間を当該移動に要する時間を超えない範囲内において延長する必要があるとき。

第3に次の1項を加える。

25 各省各庁の長は、第23項(2)の時間帯の開始を午前8時より後に設定し、又は当該時間帯の終了を午後8時より前に設定する場合には、当該時間帯及び当該開始の時刻又は当該終了の時刻とする理由について人事院に報告するものとする。当該時間帯によらないこととした場合においても、同様とする。

第6の第4項中「当該勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務（職員の住居において勤務することをいい、当該時間帯の直前又は直後に置かれた当該休憩時間に職員の住居と通常の勤務場所との間の移動が必要となるものに限る。）の適切な実施を確保できない場合には、当該休憩時間を当該移動に要する時間を超えない範囲内において」を「次に掲げる場合に該当することとなるときは、それぞれ次に定める範囲内において、当該休憩時間を」に、「できる」を「できる。この場合においては、始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定するものとする」に改め、同項に(1)及び(2)として次のように加える。

- (1) 当該勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務（当該在宅勤務を行う時間帯の直前又は直後に置かれた当該休憩時間に職員の住居と通常の勤務場所との間の移動が必要となるものに限る。）の適切な実施を確保できない場合 当該移動に要する時間を超えない範囲内
- (2) 小学校就学の始期に達するまでの子若しくは小学校に就学している子を養育する職員又は勤務時間法第20条第1項に規定する日常生活を営むの

に支障がある者（別紙第1の2及び別紙第1の3を除き、以下「要介護者」という。）を介護する職員について、当該養育又は当該介護を行うために必要な時間を確保できない場合（当該休憩時間の延長について当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合であって、当該休憩時間の直前又は直後に在宅勤務を行うときに限る。）当該養育又は当該介護に要する時間を超えない範囲内

第6の第5項(3)中「勤務時間法第20条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「」及び「」という。）」を削り、第6の第6項中「前項」を「第4項(2)又は前項」に改める。

第8の(1)ア(ア)中「官庁執務時間並びに休暇に関する件（大正11年閣令第6号）第1項に定める」を削る。

第10の第7項中「別紙第1の2」を「別紙第1の4」に改める。

第15中第5項及び第6項を削り、第7項を第5項とする。

第18を削り、第19を第18とし、第20を第19とする。

別紙第1を次のように改める。

申告・割振り簿

所属	氏名	俸給表
----	----	-----

□勤務時間法第6条第3項関係

□勤務時間法第6条第4項関係

(単位期間 週間)

年月日	申告・割振り			割振りの後の変更の申告・割振り						備考
	申告年月日: 年 月 日 印			割振りの後の変更の申告・割振り						
	割振り年月日: 年 月 日 印									
	始業の時刻	終業の時刻	勤務時間数	始業の時刻	終業の時刻	勤務時間数	申告・割振り年月日	本人の印	各 省 各 庁 の 長 の 印	
	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分	年 月 日			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
小計	時間 分									
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
小計	時間 分									
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
小計	時間 分									
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
	: :	: :	: :	: :	: :	: :	. .			
小計	時間 分									
合計	時間 分									

「申告・割振り」欄のうち、上段は「申告」欄とし、下段は「割振り」欄とする。 (日本工業規格A列4)
 週休日とする日の勤務時間数欄には、「00:00」と記入する。

申告・割振り簿

部課名： _____

申告・割振り期間： _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで

割振り年月日： _____年 _____月 _____日 印

単 位 期 間： _____週 間

職員氏名 ----- 俸給表 ----- 根拠規定	単 位 期 間 の 勤 務 時 間		割 振 り 後 の 変 更 の 申 告 ・ 割 振 り						備 考
	申 告 の 内 容 [申告年月日及び本人印]	割 振 り の 内 容	変 更 の 申 告 の 内 容	申 告 年 月 日	本 人 印	割 振 り の 変 更 の 内 容	割 振 り 年 月 日	各 省 各 庁 の 長 の 印	
----- ----- <input type="checkbox"/> 法第6条第3項 <input type="checkbox"/> 法第6条第4項	[_____年 _____月 _____日 印]			・ ・			・ ・		
----- ----- <input type="checkbox"/> 法第6条第3項 <input type="checkbox"/> 法第6条第4項	[_____年 _____月 _____日 印]			・ ・			・ ・		
----- ----- <input type="checkbox"/> 法第6条第3項 <input type="checkbox"/> 法第6条第4項	[_____年 _____月 _____日 印]			・ ・			・ ・		
----- ----- <input type="checkbox"/> 法第6条第3項 <input type="checkbox"/> 法第6条第4項	[_____年 _____月 _____日 印]			・ ・			・ ・		
----- ----- <input type="checkbox"/> 法第6条第3項 <input type="checkbox"/> 法第6条第4項	[_____年 _____月 _____日 印]			・ ・			・ ・		
----- ----- <input type="checkbox"/> 法第6条第3項 <input type="checkbox"/> 法第6条第4項	[_____年 _____月 _____日 印]			・ ・			・ ・		

申告・割振り簿

所属	氏名	俸給表
----	----	-----

申告・割振り期間 根拠規定	単位期間の勤務時間		割振り後の変更の申告・割振り					備考	
	申告の内容 [申告年月日及び本人印]	割振りの内容 [割振り年月日及び各省各庁の長の印]	変更の申告の内容	申告年月日	本人印	割振りの変更の内容	割振り年月日		各省各庁の長の印
年月日から	週間	週間			
年月日まで					
<input type="checkbox"/> 法第6条第3項					
<input type="checkbox"/> 法第6条第4項	[年 月 日 印]	[年 月 日 印]			
年月日から	週間	週間			
年月日まで					
<input type="checkbox"/> 法第6条第3項					
<input type="checkbox"/> 法第6条第4項	[年 月 日 印]	[年 月 日 印]			
年月日から	週間	週間			
年月日まで					
<input type="checkbox"/> 法第6条第3項					
<input type="checkbox"/> 法第6条第4項	[年 月 日 印]	[年 月 日 印]			
年月日から	週間	週間			
年月日まで					
<input type="checkbox"/> 法第6条第3項					
<input type="checkbox"/> 法第6条第4項	[年 月 日 印]	[年 月 日 印]			
年月日から	週間	週間			
年月日まで					
<input type="checkbox"/> 法第6条第3項					
<input type="checkbox"/> 法第6条第4項	[年 月 日 印]	[年 月 日 印]			

別紙第1の2を別紙第1の4とし、別紙第1の次に別紙第1の2及び別紙第1の3として次のように加える。

養育又は介護の状況申出書

(年 月 日提出)

所 属
氏 名

印

次のとおり勤務時間法第6条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りに

係る

<input type="checkbox"/> 子の養育
<input type="checkbox"/> 要介護者の介護

 の状況を申し出ます。

1 申出に係る子又は要介護者

(1) 氏名 _____

(職員との同居又は別居の別 同居 別居)

(要介護者である場合はその続柄： _____)

(2) 子の生年月日 _____ 年 月 日生 (出産予定日)

(3) 養子縁組の効力が生じた日 _____ 年 月 日

2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容

注1 「1(2) 子の生年月日」及び「1(3) 養子縁組の効力が生じた日」は、子の養育の状況について申し出る場合に記入する。なお、申出に係る子が申出の際に出生していない場合には、「子の生年月日」に出産予定日を記入し、「出産予定日」のにレ印を記入する。

子を養育するために申し出る場合、申出に係る子の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付する（写しでも可）。

2 「2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容」は、要介護者の介護の状況について申し出る場合に、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況及び介護の内容が明らかになるように、具体的に記入する。

養育又は介護の状況変更届

(年 月 日提出)

所 属
氏 名

印

次のとおり勤務時間法第6条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りに

係る 子の養育 要介護者の介護 の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

注 「1 届出の事由」には、養育又は介護の状況の変更についてその内容が明らかになるように、具体的に記入する。

以 上